

機密性2 完全性1 可用性1

達 示 第 7 号
令和6年3月1日

宮城刑務所長 岩 永 和 丸

「閉居受罰者の心得（既決用）」を定めることについて
標記について、別紙のとおり定め、令和6年3月11日から実施します。
なお、同日付けで令和2年10月21日付け達示第31号「閉居受罰者の心得
（既決用）」を定めることについては、廃止します。

へいきよじゅばつしゃ こころえ
閉居受罰者の心得

きけつよう
(既決用)

みやぎけいむしよ
宮城刑務所

(令和6年3月)

だい 第1 はじめに

1 へいきよじゅばつしゃ ころえ 閉居受罰者の心得

へいきよじゅばつしゃ ころえ じゅばつせいかつ おく あ し
閉居受罰者の心得とは、受罰生活を送るに当たって、知っておかなければなら
ない規則等をまとめたものです。

へいきよばつちゆう けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしやとう しょう かん ほうりつ い か ほうりつ
閉居罰中は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「法律」
という。)の規定により一部の行為が停止となるほか、生活や行動が制限される
ので、自分勝手な行動をせず、閉居受罰者の心得をよく読み、分からないことが
ある場合は、職員に聞いてください。

2 じゅばつせいかつ ころがま 受罰生活における心構え

へいきよばつ もくてき た じゅけいしや ふく たしや せつしよく た はんそくこうい おか
閉居罰の目的は、他の受刑者を含む他者との接触を絶ち、反則行為を犯した
ことを反省することです。

じゅばつせいかつ もくてき わす はんそくこうい いた げんいん
受罰生活では、この目的を忘れず、反則行為をするに至った原因や、どうすれ
ば反則行為をせずに受刑生活を送ることができるのかを考えてください。

第2 閉居罰中の処遇

1 閉居罰の内容

閉居罰では、次の(1)～(6)の行為が停止となります。

(1) 自弁の物品を使用し、又は摂取すること。

当所で指定する物品以外のものを使用し、又は摂取することはできません。

なお、当所で指定する物品は、次に掲げる物品です。

区分	品名			
衣類、日用品	下着類	靴下	タオル	バスタオル
	ハンカチ	石けん	石けん容器	シャンプー
	リンス	※くし	※ヘアピン	※髪止めゴム
	歯ブラシ	歯磨き	運動靴	歯ブラシケース
	ちり紙	耳かき	箸	箸箱
	クリーム類	汗止め用粉末	パフ	制汗剤
	化粧水類	※生理用品	綿棒	サンダル
	座布団	耳栓	シェービングクリーム	
	電池式かみそり（収納ケース、はけ及び電池を含む。）			
その他	補正器具		※子の養育に必要な物品	
	文房具及び書籍等（弁護人等に発信する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合に限る。）			

注 上記表に関する留意事項

1 表中の※は女子に限ります。

2 日用品は、同一品名につき1点までです。

なお、化粧水類については、化粧水及び乳液それぞれ1点ずつまでとします。

3 眼鏡は、遠用眼鏡及び近用眼鏡各1点又は遠近両用眼鏡1点までです。

4 指定する物品以外（宗教用具等その他の物品）の使用を希望する場合は、その旨を記載した願書を提出してください。ただし、必要性を勘案して個別に判断します。

(2) 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の教誨

を受けること。

彼岸法要、花祭り、盂蘭盆法要等に参加したり、集合教誨を受けたりすることはできません。

なお、一人で行う宗教上の行為は、夕食後から就寝時間までに限り、他の被收容者の迷惑とならないように行うことができます。

(3) 書籍等を閲覧すること。

書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。）を閲覧することはできません。ただし、「所内生活の心得」、「受罰者の心得」等については、夕食後から就寝時間までに限り閲覧することができます。

なお、自弁の新聞紙（日刊通常紙及び日刊特別紙）を購入している場合は、閉居罰終了後にまとめて交付します。

(4) 自己契約作業を行うこと。

自己契約作業を行うことはできません。

(5) 面会すること。

原則として、面会することはできません。ただし、弁護人等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除きます。

(6) 信書を発受すること。

原則として、信書を発受することはできません。ただし、弁護人等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟

の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除きます。

2 生活及び行動の制限

(1) 動作時限表

曜日 動作	平日	矯正指導日	休日
起床	6:50	7:20	7:20
朝点検	7:00	7:35	7:35
朝食	7:10	8:00	8:00
着座 (休憩)	7:30 (9:55~10:00)	8:20 (9:55~10:00)	8:20 (9:55~10:00)
昼食	12:00	11:40	11:40
着座 (休憩)	12:30 (14:30~14:35)	12:30 (14:30~14:35)	12:30 (14:30~14:35)
夕点検	16:10	15:50	15:50
夕食	16:15	16:00	16:00
仮就寝	18:30	18:30	18:30
就寝	21:00	21:00	21:00

注 上記表に関する留意事項

- 動作時限は宮城刑務所のもので、各支所に収容されている場合は、起床、点検、食事等の時間が異なります。
- 着座の時間は、職員の号令等で知らせます。
- 着座時間帯の午前と午後に5分間の休憩時間を設けます。
- 仮就寝の時間は、時季により変更することがあります。

(2) 閉居罰の諸動作

ア 着座

平日、休日、矯正指導日を問わず、朝食後から夕点検までの時間は、

しよくじ うんどう にゆうよくとう じかん のぞ ちゃくざじかん
食事、運動、入浴等の時間を除き、着座時間です。

(ア) 「受罰者着座始め」の号令が掛かったら、直ちに服装を整え、居室中央
(扉から畳2枚目の位置)で廊下側に向かって正座又は安座し、正面を
むいたまま両手を大腿部の上に自然に置くこと。

(イ) 腕組みや頬杖をつくなど、不体裁な格好をしないこと。

(ウ) 巡回中の職員や歩行中の他の被收容者を注視したり、話しかけたり
しないこと。

(エ) 用便は、できる限り休憩時間を利用し、着座時間中に用便をしないよう
に心掛けること。

(オ) 「受罰者着座やめ」の号令が掛かるまでは、勝手に席を離れたりしない
こと。

イ 休憩

(ア) 休憩時間になったら、受罰姿勢を解くことを認めますが、休憩時間で
あっても不体裁な格好や姿勢をしないこと。

(イ) 着座時間帯のお茶の摂取は、休憩時間にすること。

ウ 着座時間における留意事項

(ア) 食後の歯磨き等は、着座時間が始まるまでに終わらせること。

(イ) 用便等で席を離れる場合(休憩時間を除く。)は、必ず報知器を点灯
させ(押し)て職員に申し出ること。また、休憩時間中等の用便が着座
時間にかかることが予想される場合は、報知器を点灯させておくこと。

なお、用便をする場合において、職員に申し出るまで待てないときは、

報知器を点灯させ(押し)た上で用便をし、後刻、用件の確認にきた職員

たい、ようべん、むね、しんこく
に対し、用便をした旨を申告すること。

うんどう、にゅうよくとう、お、きゅうけいじかん、のぞ、すみ、ちやくざい、ち
(ウ) 運動、入浴等を終えたとき（休憩時間を除く。）は、速やかに着座位置
ちやくざいせい、と
で着座姿勢を執ること。

しんたいじょう、りゆう、ちやくざいせい、と、みと、もの
(エ) 身体上の理由により、着座姿勢を執ることができないと認められる者
には、べつとちやくざいせいで、し、じ
には、別途着座姿勢等を指示します。

ちやくざいがい、しよどうさ、しよないせい、かつ、こころえ、きさい、だい
(オ) 着座以外の諸動作については、所内生活の心得で記載している、第2
どうさじげん、へいじつ、しよどうさ、さぎょう、かん、じこう、のぞ、どうよう
「動作時限」の2「平日の諸動作」（作業に関する事項を除く。）と同様
とします。

(3) 服装

すべ、か、つね、たんせい、ふくそう、こころが
ボタンを全てきちんと掛けるなど、常に端正な服装に心掛けてください。

(4) 運動

へいきよぼつしこうかいしまえ、ちよつきん、じっし、うんどうび、かい、ない、か、め、いちばん
閉居罰執行開始前の直近に実施した運動日から、7日以内の7日目に一番
ちか、うんどうび、お、が、い、うんどう、じっし、い、ご、か、かん、かい、ひん、ど、じっし
近い運動日に屋外運動を実施し、以後、7日間に1回の頻度で実施しますが、
てんこうふりょうとう、お、が、い、うんどう、じっし、ば、あい、しつ、ない、うんどう、じっし
天候不良等により屋外運動を実施できない場合は、室内運動を実施します。

せい、かん、ざい、しよ、じ、もの、うんどう、ご、しよ、う、みと、しよ、う
制汗剤を所持している者には、運動後にその使用を認めますが、使用する
ば、あい、ほう、ち、き、てん、とう、お、すみ、しよ、う、しよ、う、ご、ただ
場合であっても報知器を点灯させ（押し）て速やかに使用し、使用後は直ちに
ちやくざい、ち、ちやくざいせい、と
着座位置で着座姿勢を執ってください。

(5) 洗濯物

ちやくざい、かん、たい、せん、たく、もの、へん、の、う、すみ、しよ、てい、い、ち、せい、とん
着座時間帯に洗濯物を返納されたときは、速やかに所定の位置に整頓してく
ださい。

(6) 入浴

へいきよぼつしこうかいしまえ、ちよつきん、じっし、にゅうよくび、かい、ない、か、め、いちばん
閉居罰執行開始前の直近に実施した入浴日から、7日以内の7日目に一番

ちか にゆうよくび にゆうよく じっし い ご にゆうよくび せいしき にゆうよく こうご じっし
近い入浴日に入浴を実施し、以後、入浴日ごとに清拭と入浴を交互に実施し
ます。

クリーム類、^{るい あせど ようふんまつ}汗止め用粉末、^{せいかんざいおよ けしやうすいるい}パフ、制汗剤及び化粧水類を所持している者
には、^{にゆうよくごおよ せいしきご}入浴後及び清拭後にその使用を認めますが、^{しよう みと}使用する場合であっても
^{ほうちき てんとう お すみ}報知器を点灯させ（押し）て速やかに使用し、^{しよう しようご ただ ちやくざい ち ちやくざ}使用後は直ちに着座位置で着座
^{しせい と}姿勢を執ってください。

(7) ^{せいしき}清拭

^{がんかん きょしつない じっし}10分間、居室内で実施します。

^{じっし ばあい じやういおよ ぬ みと}実施する場合は、上衣及びズボンを脱ぐことを認めるので、^{しきゆう}支給されたお湯
^{しよう したぎ なか い からだ ふ}を使用し、下着の中にタオルを入れて体を拭いてください。

^{したぎ ぬ せつ}下着を脱ぐこと、^{せけんやシャンプー}石けんやシャンプーを使用すること、^{せんたい せんぼつ}洗体や洗髪をするこ
とは認めません。

(8) ひげそり

^{にゆうよくび じっし}入浴日にひげそりを実施します。

^{でんちしき}電池式かみそりを所持している者には、^{ゆうしょくご しゅうしんじかん かぎ}夕食後から就寝時間までに限り、
その使用を認めますが、^{でんちしき}電池式かみそりを所持していない者は、^{かなら にゆうよくび}必ず入浴日
にひげをそってください。

(9) ^{はり いと}針・糸

^{げんそく たいよ}原則として、貸与しません。

^{いるいとう と はず ばあい わね しょくいん もう で}衣類等のボタンが取り外れた場合は、その旨を職員に申し出てください。

(10) ^{ゆうぐう そち}優遇措置

^{ゆうぐう そち う}優遇措置を受けることはできません。

(11) クラブ活動

茶道、作法、英会話等のクラブ活動に参加することはできません。

(12) ラジオ放送

ラジオ放送（告知放送を除く。）を聴取することはできません。

(13) 回覧新聞

回覧新聞を閲覧することはできません。

(14) 祝祭日菜

祝祭日菜の喫食は、昼食及び夕食の時間帯に喫食してください。

(15) 不服申立て等

法律の規定による不服申立てを希望する場合、弁護人等に発信を希望する

場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の

権利の保護に必要として発信を希望する場合は、その旨を記載した願箋のほか、

使用する文房具及び書籍等を記載した願箋を提出してください。

発信や使用する文房具及び書籍等は、当所でその必要性等を判断します。

(16) その他

ア 願い事及び物品購入の受付並びに調髪は、通常どおり実施します。

イ 夏季処遇、冬季処遇等により、処遇の内容に変更があるときは、その都度告知します。

ウ 遵守事項等に違反した場合に限らず、本心得に違反した場合も調査の対象となります。